

中島村指定校変更の承認基準

別表1（第2条関係）

	承認事由	承認期間	必要書類
1	学年途中で転居等した際に、現在の学校に引き続き通学する場合	卒業まで	
2	転居予定者の場合	1年未満	建築請負契約書又は賃貸借契約書の写しなど事実を確認できるもの
3	特別支援学級入級を希望する場合で指定された学校に該当学級がない場合	事由終了まで	教育委員会が必要とする書類
4	兄弟姉妹が変更許可されている場合	卒業まで	
5	保護者が共働き等のため放課後祖父母等親族に預ける場合	卒業まで	保護者の勤務証明
6	既に希望する学校の行政区（育成会等）に入っており密接な関係がある場合	卒業まで	
7	その他教育委員会が特に必要と認める場合	必要な期間	